

# はやぶさ

Hayabusa

Sagamihara  
Corporation Association's  
magazine

2015.5  
相模原法人会広報誌

No.195 隔月刊





## 花菖蒲の季節

相模原公園の水無月橋を渡ると初夏の陽射しをいっぱい浴びて、色とりどり約100種類、3万株の花菖蒲が咲き誇っています。開放的な雰囲気の中、のんびりと鑑賞したり、カメラ片手に自分撮りや作品作りの人々で賑わっています。

撮影地/水無月園 撮影者/松田廣司

法人会を支える

ひと

有限会社 八木木工所

八木 福男さん

津久井中地区

## 穏やかな人柄の中に 垣間みる 家具職人の職人魂

### 家族に可愛がられた 6人兄弟の末っ子

人好きのする…といえば失礼になるかもしれませんが、八木木工所の代表取締役・八木福男さんの印象には穏やかな人当たりの良さがあります。それというのも、年の離れた6人兄弟の末っ子として生まれ、家族みんなに可愛がられて育ったからかもしれません。母は高齢で、4人の兄と姉1人もみな年が離れていました。「自分はおまけというか、ついてきた子みたいで、みんなに甘やかされてました」と笑います。八木さんは昭和21年に津久井の青野原で生まれました。幼少時代は川で泳いだり、釣りをしたり、家に囲炉裏があって、山に焚き木を拾いに行ったりしました。「19歳違いの長兄が父親代わりのようなものでした」とのこと。幼少時から、兄の酪農の仕事を見て育ちました。冬になると兄は炭を焼いたり薪を作ったりしては、オート三輪で相模原方面へ行き、米や牛の餌の藁と交換します。

はやぶさ 2015年5月号 No.195

## INDEX

法人会を支えるひと  
有限会社 八木木工所  
八木 福男さん ..... 2

### ハイライト

平成27年度  
税制改正法案可決、  
法人会の改正要望実現へ ..... 4

平成27年度  
事業計画(案)及び予算(案)承認 ..... 9

活動フラッシュ  
各地区の事業報告 ..... 12

相模原税務署からのお知らせ ..... 11・14

花子と太郎の見てある記  
jam café GARDEN ..... 16

2・3月 新入会員紹介 ..... 18

読者プレゼント  
jam café GARDENの  
コーヒー1杯無料 ..... 19



そんな姿を見て、商売はおもしろそうだなと子ども心に感じたそうです。兄を助けるため、機械好きだったこともあり、16歳で運転免許を取ってトラクターで牧場の草刈りの仕事を手伝いました。

末っ子なので学校を出たら家を出ることになっていた八木さんは、東京の水道局へ就職し、姉の元で二人暮らしをします。そんな中、手に職をつけたいと思い、叔父が経営する注文家具の制作会社に転職。初めの2年は伊勢丹のハウジング部門に出向という形で勤務しました。その後、3番目の兄と共同で橋本に八木木工所を設立。以来、注文家具を制作する仕事を続けてきました。「一般家庭や学校の家具・備品の他、納牌堂の内装や地元の子ども神輿など、あらゆる家具類を作りました」お客さんに満足していただけるものを作ることに喜びを感じると言う八木さん。手を拝見すると、分厚い職人さんの手そのもの。大けがをしたときの傷跡が残ります。「電車で通勤してた頃は、この大きくて節くれ立った手が恥ずかしくて、いつもポケットに手を突っ込んでま

した」と笑います。

八木さんは中学時代、野球部だったこともあり、住居のある地元・津久井で草野球チームを結成します。現在、法人会でも活躍している津久井中地区の米田さんが監督、ご自身は助監督という役割で、2人で長年チームを率いてきました。「チームの家族みんなでワイワイと貸切りバスに乗って旅行したりしました。バスの中でも米田さんはマイクを離さず、私はおとなしくしてる一方でしたけど」

## このままでは終われない 前に進んで行こうと 独立しての会社設立

転機となったのは50代で大病を患ったことでした。「このままでは終われないという気持ちがあったんでしょね」兄と共同経営の会社を離れ、10年前の平成15年に自宅で新たに八木木工所を創立します。「息子から跡を継ぐという言葉を受けて、振り返らず前に進んで行こうという思いでした」現在は、主に東京特殊車体㈱に営業所を持ち、検診車などの特殊車両の内装を受け持っています。レントゲン用の鉛や有機溶剤も扱うので、使用許可を受けての作業です。社員を守るために労災に加入したいので、会社を法人化しました。特殊な仕事なので経験がものいう仕事。「自分のセンスが、経験によって磨かれてくる。良いものを作ろうという意欲が大切ですね。ここで満足しない、自分でも職人としてまだまだだと思えます」と言う八木さん。温厚な人柄の中に職人魂が垣間見えます。

長年、趣味の野球を楽しんでいた八木さんですが、病気を機にゴルフに切り替えました。ゴルフは、たくさん歩くために通いはじめたもので、今では週に1度は行きます。「多い月には7~8回行くこともあるんですよ」と隣りで聞いていた奥様が言うと、はにかみながら肩をすくめる八木さん。「法人会のゴルフも行きます。いろんな方がいらして、話しを聞いたりできるので楽しませていただいています」そんなゴルフ通いも、ほとんどが多方面の仲間からお誘いがあるのだそうです。周りの人に好かれている八木さんの様子が伝わってきます。

# 平成27年度 税制改正法案可決、法人会の改正要望実現へ

平成27年度税制改正法案である国税及び地方税関係の法案が3月衆参両議院本会議で可決成立いたしました。

平成27年度税制改正では、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていくため、①成長志向に重点を置いた法人税改革や高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化等のための税制上の措置、②地方創生に取り組むため、企業の地方拠点強化、結婚・子育ての支援等のための税制上の措置などが講じられました。さらに、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。

法人会では、昨年9月に「平成27年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、法人税率の引き下げなど法人会の要望事項の一部が盛り込まれました。

本誌では、主な改正内容と法人会の要望の実現事項を掲載致します。

## 法人課税

### 法人会の提言

- (1) 我が国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。
- (2) 法人税の代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

実現

### 成長志向に重点を置いた法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、法人課税を成長志向型の構造に変えます。

#### (1) 法人税率の引下げ

法人税率を、25.5%から**23.9%**に引き下げます。  
※27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

参考 国・地方を通じた法人実効税率

27年度改正では、法人事業税(地方税)の所得割の税率

(現行:大法人向け7.2%)の引下げと合わせて、国・地方を通じた法人実効税率は、次のようになります。また、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指します。

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.35% (▲3.29%)

※所得割の税率には、地方法人税別税を含みます。

#### (2) 課税ベースの拡大等

##### ■ 欠損金繰越控除の見直し

欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度(現行:所得の80%)を引き下げます。

	現行	改正後
控除限度(大法人)	所得の80%	27年4月1日以後に開始する事業年度 所得の65% 29年4月1日以後に開始する事業年度 所得の60%
両業中の法人の特例	所得の全額 (23年度改正法の施行期に両生事業開始の企業等があった法人を対象とした経過措置)	所得の全額 (両生事業開始の企業等が07年度まで) ※売上増等の場合、以後の事業年度は対象外。 ※23年度改正法の経過措置については、統合して見直し。
新規法人の特例	—	所得の全額(設立から07年度まで) ※売上増等の場合、以後の事業年度は対象外。
繰越期間	9年	10年に延長 ※29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について適用 ※標準税率の適用期間等も10年に延長

## ■受取配当等益金不算入制度の見直し

- 支配目的の株式(=持株比率が高い株式)への投資については、経営形態の選択等に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準を引き上げます。
- 支配目的が乏しい株式等(=持株比率が低い株式等)への投資は、他の投資機会との選択を重めないように、益金不算入割合を引き下げます。

益金不算入割合	現行		改正後	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
株式投資利の分配金	25%未満	→ 50%	5%以下	→ 20%
	25%以上	→ 100%	5%超 1/3以下	→ 50%
			1/3超	→ 100%
株式投資利の分配金	分配金の額の1/2又は1/4の額について、50%益金不算入		0%益金不算入(全額益金算入) ※持株株式投資利の分配金は、20%益金不算入。	

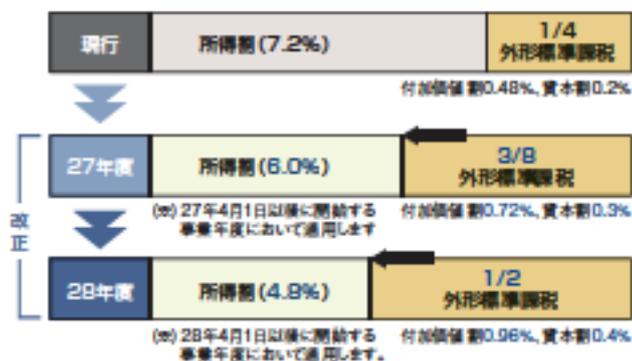
(※) 27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

## 参考 地方税における法人事業税の外形標準課税の拡大等

### ■外形標準課税の拡大

地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、大法人向けの法人事業税のうち、外形標準課税を拡大します。

これにあわせて、大法人の所得割の税率(現行:7.2%)を引き下げます。(再掲)



### ■負担変動に対する配慮措置

一定規模以下の法人において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、負担変動に対する配慮措置を講じます(27・28年度)。

### ■外形標準課税における賃上げへの配慮

法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合には、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入します。

### ■租税特別措置の見直し

- 研究開発税制(総額型)の見直し

控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化(5%)します。(限度超過額の繰越制度は廃止します。)

「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げます。

	現行	改正後
控除限度額の総枠	法人税額の30% (20年度末まで、原則20%)	法人税額の30%
一般試験研究費	税額控除率	8~10% (中小法人12%)
	控除限度額	法人税額の30% (20年度末まで、原則20%) ※特別試験研究費は11%を超過し、
特別試験研究費	範囲	以下の和議研究に要する費用 ① 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究 ② 民間企業との共同研究 ③ 中小企業者への委託研究等 ・①の委託先に「公益法人等、地方公共団体の機関・地方独立行政法人等」を追加 ・「③中小企業者に支払う知的財産権の使用料」を追加
	税額控除率	12%
	控除限度額	一般試験研究費の控除限度額の枠内
		①:30%、②~③等:20% 法人税額の5%(別枠)

(※) 27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

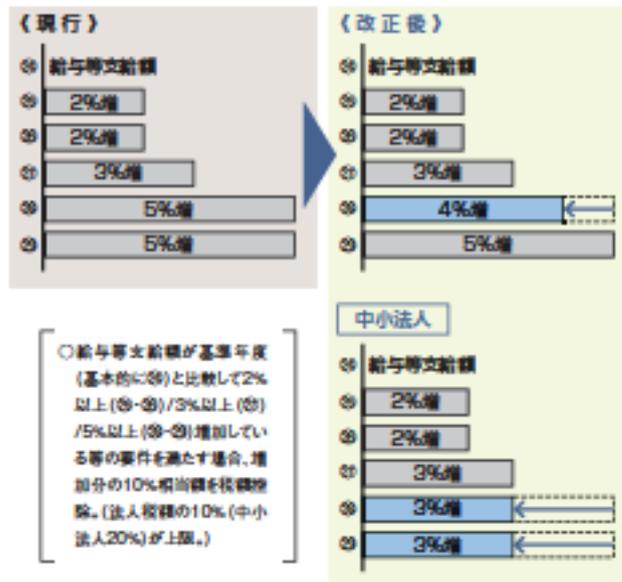
- その他の租税特別措置の見直し

生産等設備投資促進税制を廃止するなどの見直しを行います。

## (3) 賃上げへの配慮措置

- 平成27・28年度において法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し

### ■所得拡大促進税制の要件緩和



- 法人事業税(外形標準課税)における賃上げへの配慮(再掲)

### 法人会の提言

・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成27年3月31日まで)ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

実 現

### (4) 中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

### 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により本社機能を東京圏から地方に移転したり、地方において拡充しようとする法人が計画を作成し、地方公共団体がこれを認定する枠組みを前提として、次の措置を創設します。

#### ■ 特別償却又は税額控除制度の創設

平成30年3月31日までに「計画」について認定を受けた法人が、その計画に沿って、認定の日から2年以内に取得等をした建物等及び構築物で、一定の規模以上のものについて、次の措置を講じます。

- 「移転型」: 特別償却25% or 税額控除7% (「計画」認定が29年4月1日以後は4%)
  - 「拡充型」: 特別償却15% or 税額控除4% (「計画」認定が29年4月1日以後は2%)
- ※税額控除額の上限は当期の法人税額の20%

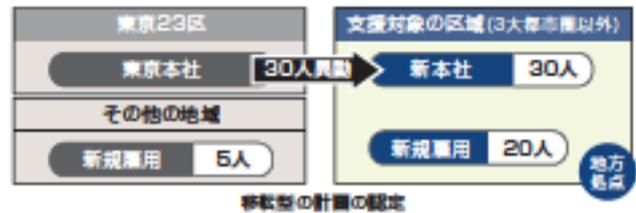
#### ■ 雇用促進税制の拡充

平成30年3月31日までに「計画」の認定を受けた法人が、雇用促進税制の要件(現行の要件iiを除く)を満たす場合、認定以後3年間、次の雇用促進税制の特例を講じます。

※税額控除額の上限は、現行の雇用促進税制と地方拠点強化税制(投資減税)とを合わせて、当期の法人税額の30%

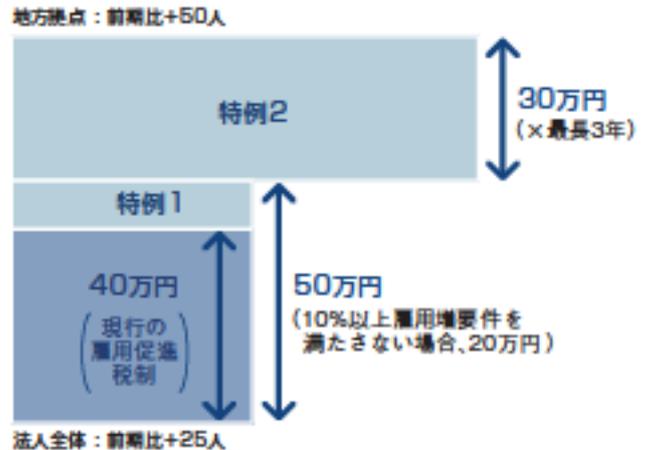
現行の雇用促進税制	
「法人全体の前期比雇用増×40万円」の税額控除	
要件 i : 法人全体の前期比雇用増が5人 (中小2人) 以上	
ii : 法人全体の雇用者数が前期比 10%以上増 等	
特例1	特例2
当該地方拠点の前期比雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×50万円(要件 ii を満たさない場合、20万円)	移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における計画認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円

(適用例) 「移転型の計画」が認定された年度に、  
東京本社→地方拠点 【30人異動】  
新規雇用 【地方拠点20人】【その他地域5人】



移転型の計画の認定

当該年度における特例の適用(イメージ)



## 復興支援のための税制上の措置

### 法人会の提言

・被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

実 現

### 復興支援

#### ■ 福島再開投資等準備金制度の創設

福島復興再生特別措置法の改正を前提に、「避難解除区域等」への帰還を希望する事業者で、事業再開に向けた計画を作成し、福島県知事の認定を受けたものについて、事業再開投資に要する費用の支出に充てるための準備金制度を創設します。

# 資産課税

## 法人会の提言

- ・株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げ。
- ・死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ・対象会社規模を拡大する。

## 実現

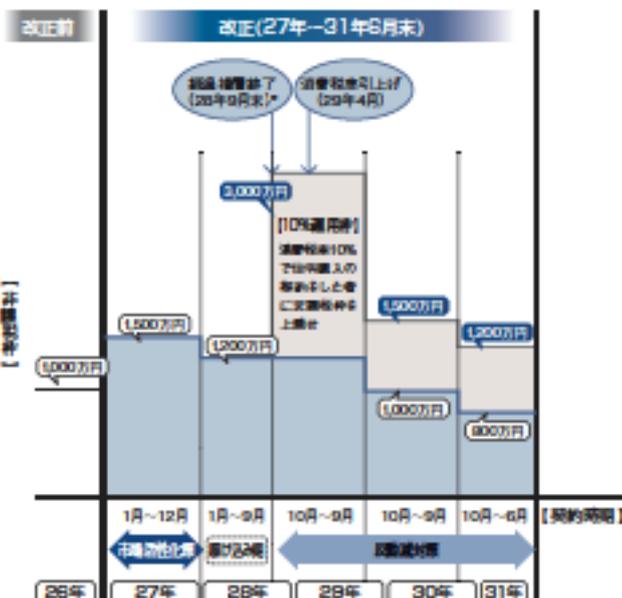
### (1) 事業承継税制の拡充

(1) 先代が存命中、経営承継受贈者(2代目)が後継者(3代目)に再贈与した場合、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る納付税額は免除されます。

(2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に移譲されます。

### (2) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、足元の住宅市場の活性化、消費税率10%への引上げ前後における需要の平準化等を図るため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長した上で、非課税枠を最大3,000万円まで拡充します。



(注1)前記は、良質な住宅用家屋(耐震・エコ住宅)に係る非課税枠です。なお、平成27年より、良質な住宅用家屋の範囲にバリアフリー住宅を追加するとともに、エコ住宅の要件を見直します(一次エネルギー消費量等級4以上の住宅を追加)。

(注2)前記以外の一般住宅に係る非課税枠は、500万円減となります。(例:平成28年10月~平成29年9月に消費税率10%で住宅購入の契約をした者であれば、2,500万円)

(注3)東日本大震災の被災者については、非課税枠(良質な住宅用家屋:1,500万円、一般住宅:1,000万円)を平成31年6月末まで継続します。ただし、消費税率10%が適用される住宅購入者の平成28年10月から平成29年9月までの非課税枠については、良質な住宅用家屋:3,000万円、一般住宅:2,500万円となります。

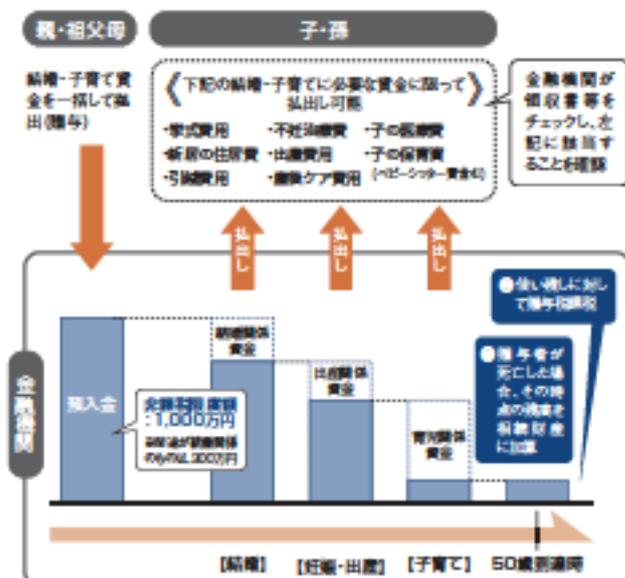
(注4)住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例(贈与者の年齢が60歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)についても、平成31年6月末まで継続します。

### (3) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設します。

#### 制度の概要

- 親・祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(20歳以上50歳未満、受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円までを非課税とします。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算します。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税を課税します。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置です。



# 個人所得課税

## (1) NISAの拡充

- 現在のNISAについて、年間の投資上限額（現行：100万円）を、平成28年から120万円（累計600万円）に引き上げます。
- NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置）について、若年層への投資のすそ野拡大などの観点から、ジュニアNISAを創設します。

### ジュニアNISAの概要

非課税対象：20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の小額上場株式等の配当、譲渡益

年間投資上限：80万円

非課税投資額：最大400万円（80万円×5年間）

口座開設期間：平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）

非課税期間：最長5年間

運用管理：親権者等の代理又は同意の下で投資18歳になるまで原則として払出し不可

※NISA、ジュニアNISAを通じた実質的な投資枠が大きく拡大します。

## (2) 国外転出をした場合の譲渡所得等の特例の創設

- 租税条約上、株式等を売却した者が居住している国に、そのキャピタルゲインに関する課税権があることを利用して、巨額の含み益を有する株式を保有したまま出国し、キャピタルゲイン非課税国で売却するといった課税逃れが可能となっています。
- このため、平成27年7月以後に出国する一定の高額資産家<sup>※</sup>を対象に、出国時に未実現のキャピタルゲインに対して特例的に課税を行うこととします。  
※出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、原則として出国直前10年以内において5年を超えて居住者であった者。
- また、納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予（最長10年）を選択できることとします。

## (3) 住宅ローン控除等の延長

平成29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、その適用期限を1年6ヶ月延長し、平成31年6月末まで適用します。

- ※個人住民税の住宅ローン控除の特例、被災者等に係る住宅ローン控除の特例についても同様の延長措置を講じます。
- ※住まい給付金及び住まいの復興給付金についても、同様の延長措置を講じます。

## 参考▶ 地方税における見直し

### ■ふるさと納税の拡充

- 平成27年4月以後に行われる寄附については、ふるさと納税に係る特別控除額の上限を、個人住民税所得割の2割に拡充します（現行：1割）。
- 確定申告による現在の控除手続について、確定申告を要しない給与所得者等については、これを行わずにワンストップで控除（所得税分・個人住民税分）が受けられる仕組みを導入します。

# 消費課税

## (1) 消費税率10%への引上げ時期の変更等

- 消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から、平成29年4月1日に変更します。
- 「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）を削除します。  
※消費税率の引上げ時期の変更に伴い、住宅ローン減税等の適用期限の延長等を実施します。

## (2) 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

- 国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税を課税します。（平成27年10月から施行）
- サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式について、
  - 事業者向けの取引については、「リバースチャージ方式」（サービスの受け手に納税義務を課す方式）を導入し、
  - 消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行う方式とします。
- ※事業者向けの取引とは、サービスの性質や取引条件等から、サービスの受け手が通常事業者に限られる取引（広告配信等）を、消費者向けの取引とは、それ以外の取引（電子書籍や音楽の配信等）を指します。
- ※課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税事業者等については、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引を申告対象から除外します。
- ※日本に事務所等を有しない国外の納税義務者は、国内に書類送達等の宛先となる居住者「納税管理人」を置くこととなります。
- ※事業者が、国外事業者から消費者向けサービスの提供を受けた場合において、当該国外事業者が国税庁長官の登録を受けているときには、仕入税額控除が認められることとなります。

# 平成27年度 事業計画(案)及び 予算(案)承認

平成27年3月24日の理事会において、当会の平成27年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

平成27年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本的指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を64%の比率としています。

以下、平成27年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

## 平成27年度事業計画案

### I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

### II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
  - (1) 公益目的事業の実施
  - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

### III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業 (公益目的事業1-1)
  - (1) 新設法人説明会
  - (2) 決算法人説明会
  - (3) 税務相談
  - (4) 改正税法説明会
  - (5) 広報誌発行による税情報や関係要領の公開
  - (6) Webサイトによる税情報の発信

- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 地区支部税務研修会

#### 2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(公益目的事業1-2)

- (1) 租税教室実施に向けての調査研究及び実施
- (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等

#### 3. 税制及び税務に関する調査研究並びに

提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

#### 4. 地域企業の健全な発展に資する事業

(公益目的事業2)

- (1) 労務相談
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー(セミナーオンデマンド運営管理)

#### 5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(公益目的事業3)

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 女性部会絵手紙作成、送付

- (4)女性部会クオール収集及び寄贈
- (5)女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (6)チャリティイベント(本部・支部)
- (7)地域イベントへ参加(支部)
- (8)地域美化運動
- (9)中学生職場体験支援事業
- (10)一般社団法人神奈川県法人会連合会  
「法人会の森」下草刈
- (11)その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

#### 6. 会員の交流に資するための事業

- (1)新年賀詞交歓会
- (2)理事、監事、委員会、支部、部会等交誼会
- (3)厚生親睦旅行
- (4)支部・部会親睦交流事業
- (5)支部会員交誼会
- (6)支部施設見学会
- (7)他団体との交流会

#### 7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1)福利厚生制度収入の「3年10億円増収計画」

- ①経営者大型保障制度の普及推進 /  
引受保険会社:大同生命保険株式会社
- ②経営保全プランの普及推進 /  
引受保険会社:AIU保険損害株式会社
- ③がん保険制度の普及推進 /  
引受保険会社:アメリカンファミリー生命保険会社
- (2)福利厚生制度推進連絡協議会
- (3)簡易保険団体保険料払込制度
- (4)成人病検診
- (5)パソコンセミナー割引
- (6)葬儀・儀式サービス
- (7)貸倒保障制度普及促進

#### 8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1)会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2)貸会議室の利用推進
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 平成27年度 正味財産増減計算書(案) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

科目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 基本財産運用益	0		0	0	0
2. 特定資産運用益	0	4,800,000	0	15,000	4,815,000
3. 受取会費	25,541,440	0	11,764,300	2,054,260	39,360,000
4. 事業収益	225,000	1,200,000	340,000	0	1,765,000
5. 受取補助金	18,567,300	0	550,000	0	19,117,300
6. 受取負担金	0	0	300,000	0	300,000
7. 受取寄付金	180,000	0	0	0	180,000
8. 雑収益	300,000	0	100,000	272,000	672,000
経常収益計	44,813,740	6,000,000	13,054,300	2,341,260	66,209,300
(ii) 経常費用					
1. 事業費	46,983,740	3,015,000	13,364,300		63,363,040
2. 管理費				9,836,570	9,836,570
経常費用計	46,983,740	3,015,000	13,364,300	9,836,570	73,199,610
当期経常増減額	△ 2,170,000	2,985,000	△ 310,000	△ 7,495,310	△ 6,990,310
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,958,085	△ 1,158,085	100,000	△ 900,000	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 211,915	1,826,915	△ 210,000	△ 8,395,310	△ 6,990,310
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額	△ 211,915	1,426,915	△ 210,000	△ 8,395,310	△ 7,390,310
一般正味財産期首残高					253,963,873
一般正味財産期末残高					246,573,563

## 『納税証明書』は、



自宅やオフィスの  
パソコンから  
e-Taxソフト(WEB版)

NEW!

スマートフォンや  
タブレット端末から  
e-Taxソフト(SP版)

を利用してオンラインで  
請求すると便利!



## メリット

- ✧ 手数料が安価です。  
1税目1年度1枚370円(通常400円。)
- ✧ 税務署窓口での待ち時間が短縮できます。  
※当日の受け取りを指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。
- ✧ 電子証明書やICカードリーダーは必要ありません。
- ✧ 代理人が利用することもできます。

SP版とは、  
スマートフォン  
[Smart Phone]版  
の略称です。

## STEP1 オンライン請求

パソコンやスマートフォン等で納税証明書の請求  
データを作成し、オンラインで請求します。  
※事前に利用者識別番号を取得する必要があります。

## STEP2 税務署窓口で本人確認

税務署窓口で本人(代理人)であることが確認できる  
運転免許証などの本人確認書類を提示します。  
※代理人が受け取る場合は委任状が必要です。

## STEP3 納税証明書の受け取り

手数料を納付して、納税証明書を書面で受け取ります。

イータ君  
着ぐるみを購入

法人会では、電子申告の一層の利用促進のためイータ君の着ぐるみ  
を購入しましたので、支部地区等  
の事業の際にご活用ください。

(写真左から、税務署大角署長、イータ君、法  
人会相場会長)

e-Tax ホームページ  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス 検索

2/24(火) 講演会

研修委員会



「夢の実現～努力は裏切らない～」

講師/宇津木妙子氏(元女子ソフトボール日本代表監督)  
場所/相模原法人会館

2/25(水)・26(木) 租税教育活動

青年部会



租税教育

講師/青年部会員  
場所/東林小学校・淵野辺小学校

# 活動フラッシュ

相模原法人会各地区の事業報告 2015年 2月▶ 3月▶ 4月

3/1(日) 研修会

大沢支部



「保険について」

講師/京島圭子氏(誠オフィス京島 代表取締役)  
場所/相模原市立産業会館

3/3(火) 研修会

相模台支部



「事業承継税制について」

講師/相模原税務署 法人課税第一部門統括官 栗多 敦氏  
場所/ラクアルおださが

3/5(木) 研修会

相模湖地区



業績向上セミナー

内容/シニア市場の捉え方 講師/松本すみ子氏(㈱アリア代表取締役・産業カウンセラー) 場所/相模湖交流センター

3/11(水) 講演会

厚生事業等推進委員会



健康セミナー「胆道ガンの治療」

講師/松山隆生氏(横浜市立大学付属病院消化器・腫瘍外科学) 場所/相模原法人会館

3/18(水) 講演会

源泉部会



「ビジネスや日常生活で役立つソノ(人間心理)の見抜き方」

講師/森 透匡氏(株) Clear woods 代表取締役  
場所/相模原法人会館

3/8(日) 親睦事業

上溝支部



上溝支部役員研修旅行

行先/横浜

4/17(金) 研修会

源泉部会



源泉所得税研修会

講師/相模原税務署 源泉担当官  
場所/相模原法人会館

3/10(火) 親睦事業

青年部会



おもしろカレッジ

内容/治水対策を見学し防災について考える  
行先/宮ヶ瀬湖、首都圏外郭放水路

4/19(日) 公演会

津久井東・中地区



春風コンサート

出演者/アナログタロウ、阿佐ヶ谷姉妹、タブレット純、JIKスピリッツ  
ジャズオーケストラ、榎松しのぶ、岩城 淳 場所/津久井中央公民館

3/22(日) 親睦事業

中央南支部



房総の海鮮浜焼き食べ放題とおおつの里・花倶楽部

行先/アクアライン～海女小屋～花倶楽部～小泉酒造～四季の蔵

3/17(火) 社会貢献事業

中央北支部



地域美化運動

内容/相模原地域のゴミ拾い

3/26(木) 講演会

橋本支部

「大規模災害への備え～東日本大震災の教訓から～」

講師/君塚栄治氏(前 陸上自衛隊幕僚長)  
場所/ソレイユさがみ

4/14(火) 親睦事業

女性部会

平成26年事業報告会

場所/相模原法人会館

# 国税を一時的に納付できない方のために 猶予制度があります

## 換価の猶予

国税を一時に納付することにより、  
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に  
該当するときは…



その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、  
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

## 納税の猶予

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと  
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…



所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が  
認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税の納期限までに申請する必要があります。

## 猶予が認められると…

- ・猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。  
国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。  
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

国税庁

## 国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。

### ダイレクト納付とは

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

#### 簡単

- ◎ インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続きで利用可能!
- ◎ インターネットバンキングの契約が不要
- ◎ 金融機関や税務署の窓口に向く必要が不要!

#### 便利

- ◎ 即時又は納付日を指定して納付することが可能!
- ◎ 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能!

### ダイレクト納付を利用するには…

- ① **ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**（利用可能金融機関は国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>でご確認ください。）
- ② **利用者識別番号を取得する**（e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)から、「e-Taxの開始 届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください。即時発行されます。）
- ③ **ダイレクト納付利用届出書を提出する**（「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。）

## 平成27年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり「平成27年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

#### ◇ 受験資格

- ① 平成27年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

#### ◇ 申込書交付期間 ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード 平成27年5月11日(月)～7月1日(水)  
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロード】
- ② 郵送・持参申込用 平成27年5月11日(月)～6月24日(水)（土・日曜日は除く）

#### ◇ 申込書受付期間

- ① インターネット 平成27年6月22日(月)～7月1日(水)  
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- ② 郵送又は持参 平成27年6月22日(月)～6月24日(水)

#### ◇ 受験申込先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心1-1

#### ◇ 試験日

- ① 第1次試験 平成27年9月6日(日)
- ② 第2次試験 平成27年10月14日(水)～10月23日(金)のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に相模原税務署・総務課 ☎042-756-8211 内線411)までお尋ねください。



花子と  
太郎の  
食べある記

花

太

光が降り注ぎ、風薫るテラス席、  
相模原のオーガニック野菜を使った  
お洒落で素敵なスローフード・カフェ



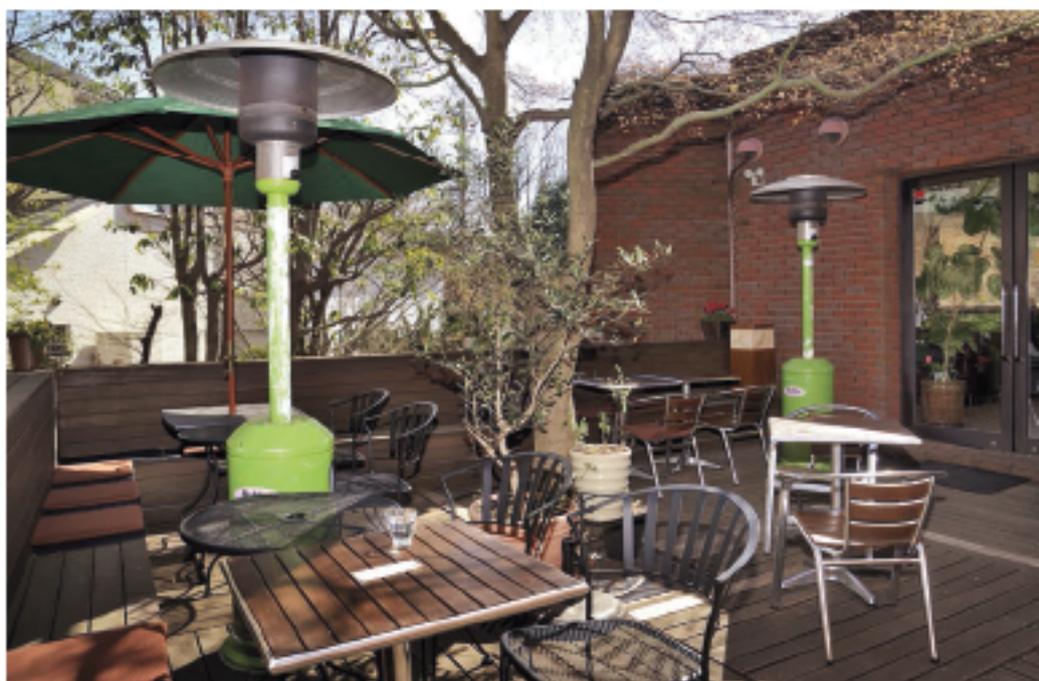
3人のお子さんの子育てを終えて始めたカフェで、活き活きと今を楽しむ杉岡 薫さん。休日にはスタッフと折り畳み自転車を車に載せて湘南へサイクリングにでかけることもあるそうです。

● 湘野辺第1地区

ジャム カフェ ガーデン

jam café  
GARDEN

jam café GARDEN



★ 今回は横山公園の隣、「光と緑の美術館」内にある jam café GARDEN にお邪魔します。

花 美術館の入口からも店内に入れますが、外の庭の小道を通っても行けるみたいですね。なんだか素敵な感じ…。

太 こんにちは。マネージャーの杉岡 薫です。よろしかったら外のテラス席へどうぞ。

花 うわー！ ガーデンというのも納得。森のようにたくさんの植物であふれていますね。

太 山もみじ、樫、榎の木、桜に花桃、千両や万両など、美術館を建てる前から生えていた木らしいですよ。元々、美術館併設のカフェが閉店して物置になっていたそうで、ここのお庭に一目惚れして、手を入れて jam café GARDEN をオープンしました。木漏れ日が心地よくて、夏でも木陰になって涼しいんですよ。

★ この緑色の器具はなんですか？

太 ガスストーブです。直径6mくらいまで暖かいんですよ。高温になるのは上部の傘の下だけなので、小



オーガニック野菜がいっぱいの「ヘルシーデリプレート」。十六穀米のご飯と何品もの料理が一つのお皿に。



落ち着いた店内。奥にはソファ席もあって、くつろげます。



● jam café GARDEN

相模原市中央区横山3-8-18 光と緑の美術館内

(本社 相模ガス株式会社)

Tel.042-707-4117 <http://www.jamcafe.jp/garden>

営業時間 11:00~18:00

定休日 月・火曜日

アクセス JR相模線「上溝」駅より徒歩11分

駐車場あり

読者プレゼント  
季末までご覧ください

さなお子さんが触れても安心です。

❶ 寒い季節でもテラス席を使えていいですね。

❷ 外席はドッグフリーなので、犬同伴の方にも喜ばれています。

❸ お店の開業はいつですか？

❹ 3年前の2012年の7月です。5年前から三軒茶屋に、娘と二人でjam café というアーバンオーガニック・スタイルのカフェを始めていたんです。でも、やっぱり地元の相模原で、自然に囲まれた中でお店を開きたい、有機野菜を作ってがんばっている農家さんを応援したいですし、ちょっと大げさですけど相模原の食料自給率を少しでも上げていきたい、お役に立ちたいと思うようになりました。三軒茶屋のお店は娘たち若い人に任せて、こちらに姉妹店としてjam café GARDEN を開業しました。

❺ メニューを教えてください。

❻ 普通に自分たちが「食べたい」と思うものをオーガニックの素材で作っているの、ほんとにたくさんのメニューがあります。こちらが「ヘルシーデザートプレート」のセットです。ま

ずは召上がってみてください。

❶ やさしい味でいて、素材の味がしっかりとて美味しいですね。

❷ このプレートは三軒茶屋のお店をオープンした時に、野菜ソムリエでもある娘と二人で考えたもので、こちらのお店でも大事にしているメニューです。どのメニューもそうですが、野菜はオーガニックで旬の地場野菜ですので素材そのものもおいしいですし、調味料など、素材全てにこだわっています。

❸ お野菜も豊富で、大満足!という感じです。女性に大人気でしょうね。

❹ お客様のほとんどが女性の方で、妊婦さんもよくいらっしゃいます。スイーツもここで焼いて、すべて手づくりなんです。スタッフも私も、自分の子や孫に食べさせたいものを作っているんです。この他に天然酵母・国産小麦のパン屋さん「アイヅチ」のパンを使ったオープンサンド、季節のメニューや週代わりメニューがあります。スムージーやフェアトレードのオーガニックコーヒーもとても美味しいんですよ。

❶ お店の名前の由来を教えてください。

❷ ジャムセッションのような、みんなが集まってにぎやかに、いろんなことを発信したり取り入れたりして楽しむ場所でありたいという思いで付けました。いろいろなワークショップもしますし、英会話やギター、ハーブ教室も開催しています。毎週水曜日に直送野菜の販売もしていて、赤ちゃんのいる若い方が安心な野菜を求めにいらっしゃいます。

❸ それは素敵ですね。たくさんの方がこのお店に集うんでしょうね。

❹ 3.11の後、本当の幸せのあり方って何だろうって考えて、自分たちで今のシステムを変えようってがんばっている若い方々とたくさん繋がれたことが、私には何よりの宝物ですし、楽しみなんです。そんなみんなと一緒にイベントをしたりして、応援していきたいと思っています。

❺ 美味しくて安心なお料理と素敵なお庭、魅力的なママのjam café GARDEN、何度でも来たくまりました！



↑ jam café GARDEN看板一庭からの入口。緑溢れる小道を抜けて店内へ。



黒糖ときなこを使ったヘルシーなバウンドケーキ。



緑の小道。所々にハンモックが吊るされています。外席は全て喫煙、犬同伴もOK。



「年だから…」は禁句! 古い付き合いの友達と4人でワイワイやっています。

\* 相模原法人会からのお知らせ \*

お店を  
ご紹介ください。

「はやぶさ」で毎月掲載しております、P16~17「花子と太郎の食べある記」または「見てある記」でご紹介させていただける会員の方を募集しています。もちろん、自薦・他薦は問いません。『このお店の料理はとっても美味しいのでぜひ紹介したい』などありましたら、お気軽にご紹介ください。

「はやぶさ」チラシ B6版

「はやぶさ」のチラシを  
置いてくださる事業所を  
募集しています

会員以外の方にも「はやぶさ」を知っていただけるよう、毎月「はやぶさ」を紹介するチラシ(B6版)を作成しています。このチラシを置いてくださる事業所を募集しています。ぜひご協力をお願いいたします。

新会員紹介

平成27年2月・3月

法人名	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 松浦工務店	大工工事	松浦 教郎	相模原市緑区上九沢114-1	小山清新
有限会社 大松	日本そば	井上 隆	相模原市中央区淵野辺4-15-10	淵野辺第1
株式会社 永建	建設業	永井 克昭	相模原市中央区淵野辺2-11-9	淵野辺第2
株式会社 たすくア	医療、福祉サービス	藤尾 修一	相模原市南区上鶴岡本町2-10-11 リバーラジ町田201	谷口中和田
株式会社 ケイズライン	運送業	近藤 恵一	相模原市中央区横山台2-10-21	上溝第1
株式会社 スカイビルド	建設業	天笠 貞宏	相模原市中央区上溝4-6-10 ミッテルドルフⅡ 106号	上溝第1
共友電設 株式会社	派遣業	荒 祥孝	相模原市南区新磯野148-2	相武台
税理士法人 たにした会計	会計事務所	谷下 祥春	相模原市南区新磯野1-27-2	相武台
株式会社 相模テック	足場(鹿)	田島 圭太	相模原市南区麻溝台2-1750-1	麻溝台
さがみALC 株式会社	建設業	高 勝昭	相模原市南区相模台4-11-13 K.Kコーポ101	相模台
株式会社 美建	内装工事業	河井 能裕	相模原市緑区久保沢1-6-24	城山
株式会社 高尾輸送サービス	一般貨物旅客輸送、一般貨物白鳥車輸送	小松 政見	八王子市館町1091-1	賛助会員

会議室ご利用のご案内

## 法人会館の会議室をご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
  - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
  - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

## 「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：4,000部  
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ  
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)  
内 容：会員に配布するに相応しい内容であること  
発行部数印刷、寸法に合うこと  
料 金：30,000円(1回)  
お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡  
ください。

## 読者 プレゼント

5月31日(日)  
まで有効

ジャム  
カフェへ  
行こう!

おいしい  
フェアトレード  
オーガニック

# コーヒー1杯無料



jam café GARDENにてご飲食の際に、本誌「はやぶさ」195号をお持ちいただいたお客様に限り、コーヒー1杯を無料にてサービスさせていただきます。  
※本サービスはコーヒーのみのご注文ではご利用いただけません。  
※平成27年5月31日まで



会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

## 公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273  
http://www.sagamiharahojinkai.or.jp  
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

法人会会員の方は、こちらの会員証を切り取り、確定申告の申告書の別表下欄に貼付して提出してください。

キリトリ

 公益社団法人 相模原法人会会員証

## 広告宣伝・販売促進のコンサルタントとして お気軽にご相談ください。

### 初めてでも豪華に安く作ります!

ホームページ制作 **サーバー 5G** **メール 10個** **制作料 1頁付**

ホームページ (全7ページ) 制作費 60,000円から承ります。

すべてお任せ運営 **月々 3,500円** から

※サーバー管理月費含む、更新料金含む

- 内容の変更+管理料すべて込み
- 情報発信ページ付(ご自身で内容を書き込みお店の宣伝ができます。)

※予約システムを組込むなどの要望にも別途対応いたします。  
※お見積り等お気軽にご相談ください。



レストラン手造庵様  
http://tsukui-senbei.com/



四季和蘭いづみ様  
http://shikiwazenizumi.com/

### 入店を増やします!

のぼり制作 暗いイメージを一気に吹き飛ばす!  
パッと目を引くのぼり旗の効果で売上UP!



デザイン・写真・のぼり印刷

- 1枚から制作可能
- 写真撮影は3点までOK!
- プロのデザイナーが豪華に仕上げます
- 同時仕上げの2枚目は単価¥2,000(のぼり旗のみ)

全て込みで、この値段!

通常価格 ~~15,000円~~

**9,800円**

ご新規様キャンペーン

(のぼりサイズ: 600×1800mm テトロン製)

before



After

写真入り  
高級デザイン  
のぼり制作  
いたします。

### 人件費の節約になります!

テーブル呼び鈴



ソネット君は **1台 260円**  
3テーブル全部で



(送費別)

ピンポンと鳴るたびにご注文、一日ビール2本の追加があれば  
割の字。「最近不景気でどうしようもない」と嘆いていた所に  
ソネット君を紹介され「良い買い物をした」と言われています



(受信機)

テーブル数	1日	月額リース料(5年)
3テーブル	260円	7,800円
5テーブル	283円	8,500円
8テーブル	316円	9,800円
10テーブル	340円	10,200円
20テーブル	456円	13,700円

送費別 (テーブル数) + 受信機 1台

印刷全般はこちら!

栄文舎印刷所

www.elbunsha.co.jp

会社案内制作はこちら!

会社案内印刷コム

www.kaisha-annai.info

冊子印刷はこちら!

プリントブック

www.printbook.jp

PTA 広報はおまかせ!

PTA 広報イービー

www.ptakoho.jp



検索



印刷業務全般/製本/企画・デザイン制作/看板制作/映像制作

**(株) 栄文舎印刷所**

〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野545

お申込みは  
こちらまで

TEL042-784-1185

FAX042-784-6637

http://www.elbunsha.co.jp/ E-mail: hon@elbunsha.co.jp